

報告第 7 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 5 月 18 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 5 年 3 月 20 日 |
| 2 | 損 害 賠 償 額 | 43,758 円 |
| 3 | 相 手 方 | 市内在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 令和 5 年 1 月 16 日午後 6 時 40 分頃、相手方車両が市内成田 1042 番付近の市道 4616 を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、左後輪のタイヤを破損した。 |